

# 誓 約 書

教育基盤機構  
国際センター長 殿

私は、新潟大学（以下、「本学」という。）が実施するオーストラリア多文化共生社会体験プログラム（期間：2024年6月15日～7月20日）に参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

- 1 本研修の目的や内容、参加条件等をよく理解し、本学の学生として恥ずかしくない態度・行動を取り、本研修に専念すること。
- 2 正当な理由なく、研修参加を辞退しないこと。万一、研修参加を辞退した場合に発生する参加費等のキャンセル料については、必要な費用を負担すること。
- 3 本学では原則として、外務省「海外安全ホームページ」上、危険情報（感染症危険情報を含む）「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上の国・地域や、スポット情報で渡航自粛が呼びかけられている国・地域への渡航を禁止しており、これらに該当する場合は本研修を実施できないことを了承すること。
- 4 研修の妨げとなる健康上の問題は渡航以前に解決し、心身ともに海外での研修に耐えうるよう自身の健康管理に努めること。また、既往症などがある場合には必ず事前に申し出、研修参加の可否や研修中の過ごし方等について医師の診断と判断に従うこと（医師の診断書等が必要な場合は、指示に従い提出すること）。その他、出発時に感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）に罹患している又は罹患が疑われる場合は、本研修への参加が認められない場合があることを了承すること。以上の健康上の問題により研修参加が認められない場合に発生する参加費等のキャンセル料についても、前項同様、必要な費用を負担すること。
- 5 自宅を出発してから自宅に戻るまで途切れることなく、本学が指定する海外旅行（留学）保険及び危機管理サービスに加入すること。また、加入内容について保護者等保証人と共有すること。
- 6 渡航に先立ち、外務省の海外旅行登録システム「たびレジ」に登録すること（危機管理サービス加入登録に伴い、「たびレジ」への連動登録が行われるので、登録内容を確認のうえ、適宜修正を行うこと）。
- 7 所属学部・研究科の学務係に、「海外渡航計画書」、その他必要な書類を提出すること。
- 8 研修期間中は、自身の健康管理に留意して規則正しい生活を送るとともに、感染症対策（手洗い、うがい、必要に応じマスク着用等）に留意すること。
- 9 研修期間中は、日本国及びオーストラリアの法令・法律、本学学則及びクイーンズランド工科大学インターナショナルカレッジが定める規則を遵守するとともに、本学及びクイーンズランド工科大学インターナショナルカレッジの研修担当教職員等の指示に従い、オーストラリアの公序良俗に反することのないよう注意すること。なお、留学先国・地域で合法とされることであっても日本国で違法となる場合には、日本国の法令に従うこと（飲酒、喫煙、禁止薬物等）。規則・指示に従わない場合、本学は研修を中止し、帰国の指示を行う場合があることを了承すること。また、その場合の帰国費用等を負担すること。

- 10 研修期間中は車両（自転車を除く）の運転を行わないこと。また、危険を伴うアクティビティ（ダイビング、スカイダイビング、ロッククライミング等）を行わないこと。
- 11 研修期間中、健康上の問題やトラブルが発生した場合は、渡航前オリエンテーションでの説明事項に従い、必要な連絡を行うこと。
- 12 留学先国・地域における治安状況、感染症流行、自然災害等について、自ら情報収集に努め安全確保を図ること。また、本学はこれらについてやむを得ない事情または不測の事態により、学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても研修の中止や延期、または帰国勧告を決定することがある。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令及び本学の指示に速やかに応じ、その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等について負担すること。また、渡航中止や途中帰国に伴い奨学金の返還分が発生した場合には、速やかに返還すること。
- 13 研修期間中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故並びに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、感染症罹患、あるいは学生本人の故意又は不注意による事故やトラブルによって生じた損害について、学生本人又は保証人の責任において一切を処理し、本学、クイーンズランド工科大学インターナショナルカレッジ及びその関係者に損害賠償その他の責任を負わせないこと。
- 14 研修期間中、週末などの自由時間において、旅行等の理由により留学先機関所在地を離れる場合は、必ず事前に本学留学交流推進課に届け出、了承を得ること。
- 15 帰国後、留学先で撮影した写真の印刷物等への掲載や体験談の執筆・発表等について要請を受けた場合には、積極的に協力すること。
- 16 渡航に必要な諸手続きや緊急時の対応上、必要な場合に限り、本学に届け出た学生本人及び保証人の個人情報（本学、クイーンズランド工科大学インターナショナルカレッジ、保険会社、危機管理会社、関係省庁及び在外公館が利用することに同意すること）。

年 月 日

所属学部・研究科： \_\_\_\_\_ 学年： \_\_\_\_\_

在籍番号： \_\_\_\_\_ 学生氏名（自署又は記名押印）： \_\_\_\_\_

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保護者等保証人氏名（自署又は記名押印）： \_\_\_\_\_ 続柄（学生本人との関係）： \_\_\_\_\_

※本誓約書は2部作成し、1部は本人が保管すること。